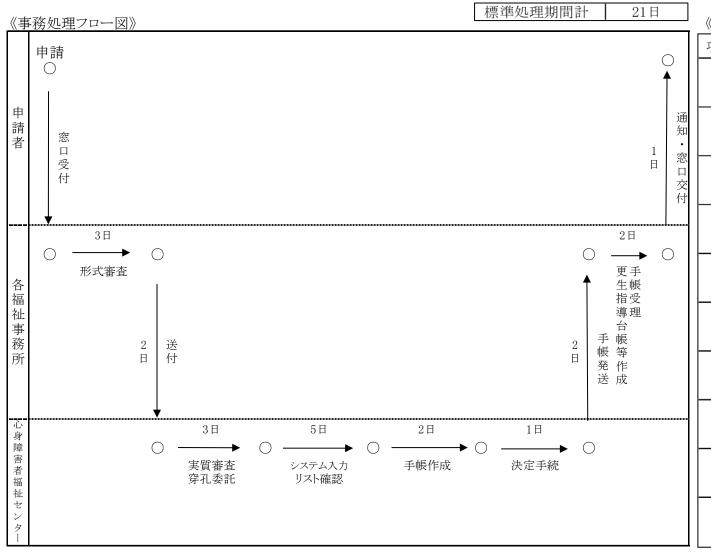
事務処理フロー図

事務名 身体障害者手帳の交付 根拠法令 身体障害者福祉法第15条第4項

作成部署 福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課障害者手帳担当 電話3235-2963



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説 明
1	形式審査	提出された申請書の記載漏れがないか、添付写真及び診断書が規定どおりか確認
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機 関である東京都心身障害者福祉セン ターへ送付
3	実質審査 穿孔委託	申請書、診断書の内容が東京都身体障害者手 帳に関する規則の基準を満たしているか審査 個人情報データ登録のため業者に穿孔委託
4	システム入力 リスト確認	穿孔済みデータをシステムに取り込み、障害内容等を入力。入力後、チェックリストを出力し入力内容を確認
5	手帳作成	手帳を印字し、写真貼付及び刻印・ 割印の押捺
6	決定手続	審査等の結果に基づき、認定を決定
7	手帳発送	各福祉事務所へ手帳を発送
8	手帳受理 更生指導台帳等作成	各福祉事務所で手帳を受理し、更生 指導台帳等作成
9	通知 窓口交付	申請者に連絡、手帳を交付
10		